

2023年9月1日  
電子申請  
受付開始

# 建築確認の本申請も**電子申請** ができるようになりました！

適合証明業務(フラット35)、住宅性能評価、  
長期使用構造等確認、低炭素建築物技術審査、  
BELS評価の電子申請も可能となりました！

NICE WEB申請システムによる電子申請では  
**電子署名が不要**です。



## 電子申請のメリット

- ・ 窓口に出向かず、いつでも申請ができる。
- ・ 事前審査データを本申請データとできるので印刷の手間が省ける。
- ・ 確認申請データを使って、中間、完了検査の申請書作成ができる。
- ・ 審査の進捗状況を確認できる。

電子申請の  
HPIはこちら



ご都合に合わせて、以下の申請のパターンが選べます。

- ① 事前審査申請、本申請とも電子申請
- ② 事前審査申請のみWEB申請、本申請は書面による申請
- ③ 事前審査申請、本申請とも書面による申請

さらに！！  
10月1日から



■ 10月1日より拡大する地域

## 県内全域で「建築確認・検査申請」 を受け付けます！

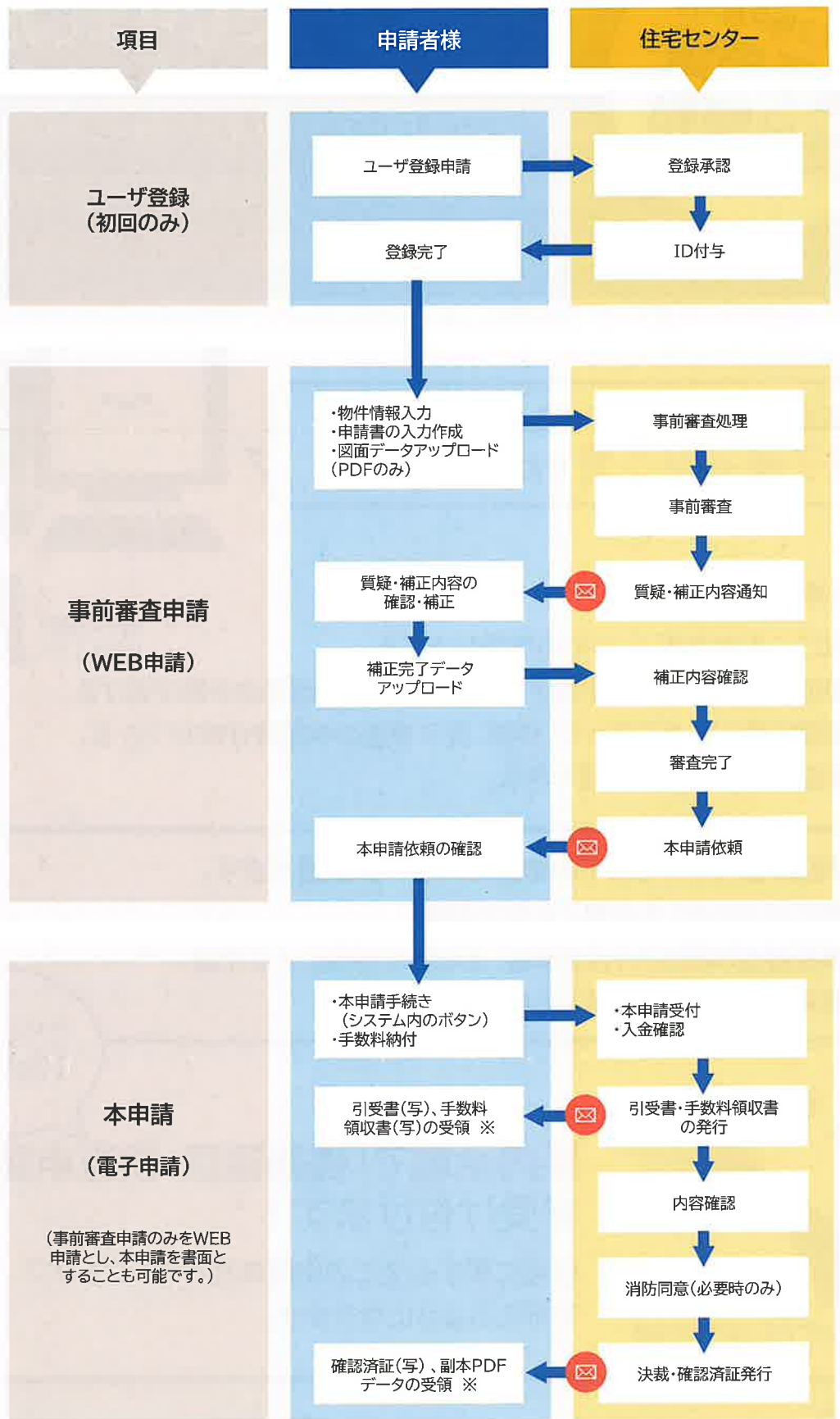
住宅に関する全ての申請業務がワンストップ  
で行えるようになります。



一般財団法人  
島根県建築住宅センター  
Shimane Building & Housing Center

お問い合わせ  
(一財)島根建築住宅センター 審査課  
TEL : 0852-33-7238  
E-mail : [shinsei@shimane-bhc.or.jp](mailto:shinsei@shimane-bhc.or.jp)

# 電子申請の流れ



※ 確認済証、引受書、領収書はまとめて郵送します。  
 (窓口でのお受け取りも可能です。受け取り方法は申請データ作成の際に選択できます。)  
 電子申請における副本は電子データ(申請データを一つにまとめたPDFファイル)による交付となります。  
 副本の書面交付をご希望の方はチャット画面にてお申し出ください。ただし、別途料金5,000円がかかります。